

ご旅行条件書(募集型企画旅行)

本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取扱条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読みください。

●お申し込み前に必ずご一読ください。

1. 企画旅行契約

- (1) この旅行は、ウィッシュインターナショナル株式会社(観光庁長官登録旅行業第1361号)(以下「当社」という)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。
- (2) 契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表及び当社の「旅行契約約款(募集型企画旅行契約の部)」(以下「募集型企画旅行約款」という)によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行の申込み方法

- (1) 当社又は旅行業法で規定された受託営業所(以下「当社」という)にて当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき50,000円のお申込金又は旅行代金全額を添えてお申し込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。但し、別途パンフレットに申込金の記載がある場合はその定めるところによります。
- (2) 当社からは電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けております。当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社からは、予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) お申込金は、旅行代金の一部として繰り入れれます。又、お客様の任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、所定の違約料の一部として取り扱います。
- (4) お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社からはその旨説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態をお待ちいただける期限を確認し、予約の取消に向けて努力します。(以下「ウェイティング登録」といいます。)その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合は速やかにその旨を通知します。この時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。ただし、当社からその予約可能通知の前にお客様から「ウェイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ち頂ける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウェイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。
- (5) 申込書等にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行ミス、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、訂正などに要する費用をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。

3. 申込条件

- (1) 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(但し、一部のコースを除きます。)15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意が必要です。
- (2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能、その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等、特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。現在健康を害している方、妊娠中の方は医師の診断書を出していただく場合があります。いずれの場合も現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただくか、介助者・同伴者の同行などを条件とする場合があります。なお、ご参加の条件にはコースの一部内容を変更させていただく場合があります。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければならないものとします。
- (5) お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件(手配旅行契約)でお受けすることがあります。
- (6) 他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときはお申込みをお断りすることがあります。その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面と最終日程表

- (1) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (2) 契約書面(パンフレット、旅行条件書)と確定書面(集合時間・場所、運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載したもの)(以下「最終日程表」という)をお渡しします。
- (3) 最終日程表は旅行開始日の前日までに交付いたします。当社は、旅行開始日の7日前までにお渡しできるよう努力しますが、ピーク時等においては遅れる場合があります。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に最終日程表を交付する場合があります。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金の残額、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日(以下「基準日」という)より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社からの指定した日までにお支払いいただきます。

6. 渡航手続

- (1) 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得、予防接種証明書などの渡航手続は、お客様の責任で行っていただきます。但し、当社では所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行う場合があります。この場合、当社にはお客様のご自身に起因する事由により、旅券・査証の取得、関係国への出入国が許可されなかったとしてもその責任を負いません。なお、当社及び当社の代理業者以外の旅行者に渡航手続を依頼された場合は、当該渡航手続の業務にかかる契約の当事者は当該取扱代理業者となります。
- (2) 日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合ください。

7. 旅行代金に含まれているもの

- (1) 航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の課税付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるもの)に限ります。以下同様とします。)を含みません。

- (2) 本パンフレット内でファーストクラス席、Cクラス席利用と明示されていない場合はエコノミークラス席、鉄道は普通席を利用します。
- (3) 旅行日程に明記したホームステイ・語学研修プログラム費用及びその手配費用
- (4) 送迎等の料金(空港、駅等と宿泊場所間)(但し、旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます)
- (5) 観光の料金(バス料金、ガイド料金、入場料金)
- (6) 宿泊(ホームステイ・レジデンス・ドミトリー・スチューデントアパート・キャンパスロッジ・ホテル・ホテル)の料金、税、サービス料(カテゴリー等に特別記載がない限り、2人部屋に2人ずつ宿泊を基準として)ホームステイの場合は原則として1家族に1人または複数で滞在します。尚、滞在先には他国の留学生や他の日本人が滞在している場合があります。
- (7) 旅行日程に記載されている食事の料金、税、サービス料金
- (8) お1人につきスーツケース等1個の受託手荷物運送料金(お1人20kg以内が原則ですが、方面によって異なりますので、詳しくは係員におたずねください。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続を代行するものです)
- (9) 団体行動中のチップ
- (10) 添乗員が同行するコースの添乗員経費(お客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません)
- (11) 旅行日程中の空港税等(但し、空港税等を含まないことを表記されているコースを除きます)

8. 旅行代金に含まれていないもの

- (1) 第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します
- (2) 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超えるものについて)
- (3) クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイド、及び一部の空港・駅・港でのボーディーに対する料、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う、サービス料
- (4) 渡航手続関係費用(旅券申請紙代・旅券証紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続代行料金)
- (5) 希望者のみが参加されるオプションツアー(別途料金の自由旅行)の料金
- (6) 日本国内の空港施設使用料
- (7) 日本国内のご自宅と集合地・解散地の交通費、宿泊費等
- (8) 傷害・疾病に関する医療費
- (9) 機内食(機内食は航空会社の任意のサービスによるもので、旅行経費には含まれていません)
- (10) 運送機関の課税付加運賃・料金
- (11) 滞在中の交通費
- (12) 自由行動中の一切の費用
- (13) 海外旅行傷害保険料

9. 旅行内容の変更

当社は、天災地変、暴動、騒動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容その他の主催旅行契約の内容(以下「契約内容」という)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

10. 旅行代金の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、パンフレットに記載の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超え改訂される場合は、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額が旅行代金を減額します。既に旅行代金のお支払後であった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻いたします。
- (3) 第9項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足に発生したことに由来する場合を除きます。)、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増減する旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところより旅行代金の額を変更します。

11. お客様の交替

語学研修・ホームステイプログラムの特性上お客様の交替はできません。

12. お客様による旅行契約の解除・払戻し(旅行開始前)

- (1) お客様は、パンフレットに定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消日とは、お客様が当社からのいずれかの営業日、営業時間内に取消する旨をお申し出いただいた日を基準とします。
- (2) お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。イ) 契約内容が変更されたこと。但し、その変更が第22項(表)に掲げるもの、その他の重要なものであることに限り、イ) 第10項(1)に基づいて旅行代金が増額されたこと。イ) 天災地変、暴動、騒動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。イ) 当社が、お客様に対し第4項(3)で定められた期日までに、最終日程表をお渡ししなかったとき。イ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻しします。
- (4) お客様の都合で旅行開始日よりコース変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくこととなります。この場合当社はパンフレットに基づく取消料を申し受けます。

13. お客様による旅行契約の解除・払戻し(旅行開始後)

- (1) お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰さない事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない)に限り、(2)を差し引いたものをお客様に払戻しいたします。

14. 当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、パンフレットに定める取消料の解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。イ) お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たさないこと明らかになったとき。イ) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないとお客様が認めるとき。イ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。イ) お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。イ) お客様の数が契約書面に記載した最少乗員人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日(パンフレットに定める取消料の中で規定するピーク時)に旅行を開始するものについては、33日目に当日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。イ) スターを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれ極めて大きいとき。イ) 天災地変、暴動、騒動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

15. 当社による旅行契約の解除・払戻し(旅行開始後)

- (1) 当社はつぎに掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。イ) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないとお客様が認めるとき。イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。イ) 天災地変、暴動、騒動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 本項(1)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様が既にその提供を受けしていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻いたします。
- (3) 本項(1)イ、ハ、により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用は一切はお客様のご負担となります。
- (4) 集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しはできません。

16. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対しておひとりごと取消料をお支払いいただきます。

●本邦出国時又は帰国時に航空機を利用するコース

旅行契約の取消期日取消料(おひとり)	
●旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日から31日目に当たる日まで	ピーク時のご出発旅行代金の10% ピーク時以外のご出発31日前まで無料
●旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日から3日目に当たる日まで	旅行代金の20%
●旅行開始日の前日から起算してさかのぼって2日前から当日まで	旅行代金の50%
●旅行開始後の取消又は無断不参加の場合	旅行代金の100%

(注) ピーク時は、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

- (2) 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上の事由に基づき取消になる場合もパンフレットに定める取消料をお支払いいただきます。
- (3) お取消時までに渡航手続を開始し終了している場合には、パンフレットに定める取消料の他に渡航手続所要費および渡航手続代行料金を申し受けます。

17. 旅程管理

当社は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合は、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けなかったこと、お客様の権利を侵害するおそれがあるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確保するために必要な措置を講ずること。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

18. 添乗員等

- (1) 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者(以下「添乗員等」という)を同行させ、第7項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- (2) 添乗員等の同行の有無は、パンフレットに明示してあります。添乗員等が同行しない場合には、現地にあって当社に代って手配を代行させるもの(以下「手配代行者」という)により本項(1)の業務を行わせ、その者の名称及び連絡先は最終日程表に明示いたします。
- (3) お客様は、旅行開始から旅行終了までの間において、団体行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客様が添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合は、旅行の途中で、そのお客様の以後の旅行契約を解除することがあります。
- (4) 添乗員等の業務は、原則として8時から20時までとします。

19. お客様に対する責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被らした損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内の旅行に対して通知があったときに限り、賠償責任を負います。
- (2) お客様が天災地変、暴動、騒動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の(伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在期間の短縮等)の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被らしたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものと

- はありません。
- (3) お荷物の損害については本項(1)の規定にかかわらず損害発生の日翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度(当社の故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償いたします。

20. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるもの認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行業者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

21. 特別補償

- (1) 当社は、第19項(1)に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行契約の特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害に対して、死亡補償金として250万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影用のフィルム、その他これら外物等補償の対象とならないものがあります。
- (2) 当社が、募集型企画旅行契約第27条第1項の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山(ヒッパル、アイゼン、ザイル、ハンマ、等)の登山用具を使用するもの、リュージョ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンダライダークラフト、超軽運動機(モーターハンダライダークラフト、マイクロライク機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- (4) 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を受取して当社が実施する企画旅行(オプションツアー)については、主たる旅行契約の一部として取扱います。
- (5) ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

22. 旅程保証

- (1) 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(サービスの提供が行われていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるものを除きます。))を除きます。発生した場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかの場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- イ. 次に掲げる事由による変更
 (ア)天災地変、(ロ)戦乱、(リ)暴動、(ニ)官公署の命令、(ホ)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、(ハ)当初の旅行計画によらない運送サービスの提供、(ト)旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置
- ロ. 第12項から第15項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様ひとりに対して一旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。また、お客様ひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社がお客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。その他の観光の目的地的変更)	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地又は空港又は旅行終了地又は空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- 注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいいます。「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- 注2 最終日程表が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「最終日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書の記載内容と最終日程表の記載内容との間又は最終日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
- 注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を行うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- 注4 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車等又は一泊の中で複数回発生した場合であっても、一乗車等又は一泊につき一件として取り扱います。
- 注5 ホームステイ先のファミリー変更はその性格上第7号には該当いたしません。
- 注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

23. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

- 当社は、当社が提携するクレジット会社(以下「提携会社」といいます。))のカード会員(以下「会員」といいます。))より所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金等の支払を受けることを条件に電話、郵便、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込みを受けられる場合があります。(以下「通信契約」といいます。))
 その場合の旅行条件は、本「海外募集型企画旅行条件書」に準拠いたしますが、一部異なりますので以下に異なる点のみをご案内します。
- (1) 通信契約の申込に際し、会員は、申込みしよとする「企画旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効日」等(以下「会員番号等」といいます。))を当社よりお申し出いただきます。
- (2) 通信契約は、電話による申込みの場合、当社が申込みを承諾した時に成立します。また、郵便、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾した旨の通知を発送した時に成立します。ただし、契約締結を承諾する旨をe-mail、ファクシミリ、留守番電話等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (3) 通信契約成立日はカード利用日とします。
- (4) 与信等の理由により会員の申込みしたクレジットカードでのお支払ができない場合当社は通信契約を解除し、パンフレットに定め

取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払をいただいた場合はこの限りではありません。

- (4) 当社は、規定と通信契約を締結した場合であって、第10項(2)から(4)までの規定により旅行代金が減額された場合は第12項から第15項の規定により通信契約が解除された場合において、会員に対し払戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、会員に対し当該金額を払戻します。この場合において当社は、旅行開始日の解除による払戻しについては解除の日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しについては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に会員に対し払戻すべき額を通知するものとし、会員に当該通知を行った日をカード利用日とします。
- (5) 通信契約を締結しようとする場合であって、会員の所有するクレジットカードが無効な場合、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただく場合があります。
- (6) 通信契約を締結する場合、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

24. 団体・グループの契約について

- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

25. ご旅行条件・旅行代金の基準

- (1) この旅行条件は、2012年4月1日現在を基準としております。またご旅行代金は2012年4月1日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規程を基準として算出しております。
- (2) 特別に注釈のない場合、ご乗車代金は年齢が旅行開始当日を基準として満2歳以上12歳未満のお子様は適用します。幼児代金は旅行開始当日を基準に、満2歳未満で航空座席を使用しない方に適用します。
- (3) 追加代金は、航空会社の選択、航空機の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテル指定の選択、1人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日選択等パンフレットに表示して追加する代金をいいます。
- (4) 本条件書の各項目にいう旅行代金とは、募集広告またはパンフレットに旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金又は割引代金と表示した金額をいいます。この合計金額は第2項のお申込金、パンフレットに定める取消料、第22項の変更補償金、及び違約料の額を算出する際の基準となります。オプションツアーは、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。
- (5) 空港税等の換算基準日はパンフレットに明示します。過不足が生じても一切精算はいたしません。

26. その他

- (1) 海外旅行保険について
 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入していただきます。海外旅行保険については当社らの係員にお問い合わせください。
- (2) 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によりします。また、この条件書と間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。当社旅行業約款をご希望の場合は、当社らにご請求ください。
- (5) 保健衛生について
 渡航先の衛生状況については、「厚生労働省海外渡航者のための感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。
- (6) 海外危険情報について
 渡航先(国又は地域)によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に当社より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、「外務省海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp/> 外務省領事局領事サービスセンター：03-5501-8162でもご確認ください。
- (7) 渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の取扱いについて
 イ. 「十分注意して下さい」
 (イ) 通常通り催行いたしますが、当社らにて渡航情報(危険情報)の書面をお受け取りください。
 (ロ) 契約成立後に発出された場合には、パンフレットに定める取消料をお支払いいただきます。
 (ハ) 渡航中に当該危険情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。
 (ニ) 「渡航の延期をおすすめします」「退避を勧告します」催行を中止いたします。
 (ホ) 個人情報の取扱いについて
 イ. ウィッシュインターナショナル株式会社(以下「当社」)およびご旅行をお申込んだりした受託旅行業者(以下「販売店」)および、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報を利用して、お客様ごとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきます。必要範囲内において当該個人情報に提供いたします。
 ロ. 上記のほか、当社の個人情報取得の取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。
- (8) 募集型企画旅行契約の範囲について
 イ. 当社が募集型企画旅行により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット表紙、中間等に記載している国際線発着空港を出発(集合)してから、当該空港へ帰国(解散)するまでとなります。
 ロ. 日本国内の空港等から本邦(イ)の国際線発着空港までを区間を別途手配した場合は、特に記載の無い限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。

●日程表における時間帯の目安●

早朝	4:01～6:00	夕刻	16:01～18:00
朝	6:01～8:00	夜	18:01～23:00
午前	8:01～12:00	深夜	23:01～4:00
午後	12:01～16:00		

旅行企画・実施 ウィッシュインターナショナル株式会社
 〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-5-11 新宿三葉ビル8F
 (観光庁長官登録旅行業第1361号) 一般社団法人 日本旅行業協会正会員
 TEL: 03-5322-7250 FAX: 03-5322-7251

渡航手続きについて

旅券はご自身でご用意ください。渡航先の国または地域によって旅券の有効残存期間および査証が必要となります。以下を参照ください。(日本国籍の方/2012年3月現在)

国名	旅券残存有効期間	査証
アメリカ	帰国時まで(入国日から90日以上が望ましい)	不要(査証免除プログラムの条件を満たしている場合) ESTA(電子渡航認証)が必要
カナダ	出国予定日+1日以上	不要 アメリカ経由の場合ESTAが必要
イギリス/スペイン	帰国時まで	不要
ドイツ	帰国時まで(シェンゲン協定加盟国出国時は3ヶ月以上)	不要
アイルランド	出国時6ヶ月以上	不要
イタリア	出国時90日以上	不要
フランス	出国時3ヶ月以上	不要
マルタ	入国時3ヶ月以上	不要
オーストラリア	帰国時まで	観光ETA(電子入国許可)または査証要
ニュージーランド	入国時3ヶ月+滞在日数以上	不要
フィリピン	入国時6ヶ月+滞在日数以上	不要

*上記データは予告なく変更になる場合があります。日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。

空港諸税について

■旅行代金に含まれるもの 外国での空港税・出国税に類する諸税・諸費用は次の料金に含まれています。

国名	都市名	空港税(目安額)	備考(1回につき)
アメリカ	米国本土・ハワイ(直行便利用の場合)	US\$57.90(4,900円)	入国審査料 US \$7.00 動物検疫使用料 US \$5.00 米国民間航空保安料 US \$2.50
	パンパシフィック/セントロ(直行便利用の場合)	CA\$41.66～52.16(3,800円～4,700円)	カナダ民間航空保安料 CA \$25.91 空港施設使用料 CA \$15.75～26.25
カナダ	バンクーバー(米国籍)	US\$49.00(4,200円)	米国人乗客料 US \$7.00 動物検疫使用料 US \$5.00 米国民間航空保安料 US \$2.50 空港施設使用料 CA \$15.75
	*経由都市により異なります。	CA\$41.66(3,800円)	米国人乗客料 US \$7.00 動物検疫使用料 US \$5.00 米国民間航空保安料 US \$2.50 空港施設使用料 CA \$15.75
イギリス	ロンドン(ソウル経由の場合)	GBP115.49(16,500円) KRW20,000(1,600円)	航空旅客税 GBP81.00
	ダブリン(ロンドン経由の場合)	EUR30.85(3,500円) GBP44.28(6,300円)	旅客税 EUR16.95 空港保安料 EUR3.90
フランス	パリ(ソウル経由の場合)	EUR50.32(5,700円) KRW20,000(1,600円)	民間航空税 EUR7.62 旅客税 EUR12.75
	フランクフルト(ソウル経由の場合)	EUR78.50(9,000円) KRW20,000(1,600円)	保安税 EUR6.38 航空税 EUR42.18
ドイツ	フランクフルト(ソウル経由の場合)	EUR78.50(9,000円) KRW20,000(1,600円)	保安税 EUR6.38 航空税 EUR42.18
	フランクフルト(ソウル経由の場合)	EUR78.50(9,000円) KRW20,000(1,600円)	保安税 EUR6.38 航空税 EUR42.18
イタリア	フィレンツェ(ロンドン経由の場合)	EUR16.56(1,900円) GBP44.28(6,300円)	出国税 EUR0.01 COUNCIL CITY TAX EUR4.50 荷物検査チャージ EUR1.91
	フィレンツェ(ロンドン経由の場合)	EUR16.56(1,900円) GBP44.28(6,300円)	出国税 EUR0.01 COUNCIL CITY TAX EUR4.50 荷物検査チャージ EUR1.91
スペイン	マドリード(ロンドン経由の場合)	EUR9.71(1,100円) GBP44.28(6,300円)	空港税 EUR7.50 イギリス旅客サービス料 GBP18.41～25.87
	マドリード(ロンドン経由の場合)	EUR9.71(1,100円) GBP44.28(6,300円)	空港税 EUR7.50 イギリス旅客サービス料 GBP18.41～25.87
マルタ	マルタ(ドイツ経由の場合)	EUR18.95(2,200円)	旅客サービス料 EUR16.76 空港保安料 EUR2.19
	マルタ(ドイツ経由の場合)	EUR18.95(2,200円)	旅客サービス料 EUR16.76 空港保安料 EUR2.19
オーストラリア	オーストラリア国内(帰国空路により異なります。)	AU\$62.94～120.94(6,000円～11,500円)	出国税 AU \$47.00 国内入国税 AU \$3.46～12.57 旅客サービス料 AU \$5.95～25.58
	オーストラリア国内(帰国空路により異なります。)	AU\$62.94～120.94(6,000円～11,500円)	出国税 AU \$47.00 国内入国税 AU \$3.46～12.57 旅客サービス料 AU \$5.95～25.58
ニュージーランド	オークランド/クライストチャーチ(帰国空路により異なります。)	NZ \$34.58～37.64(2,600円～2,900円)	旅客保安税 NZ \$9.02 旅客サービス料オークランド空港発着/NZ \$14.31、クライストチャーチ空港発着/NZ \$12.78
	オークランド/クライストチャーチ(帰国空路により異なります。)	NZ \$34.58～37.64(2,600円～2,900円)	旅客保安税 NZ \$9.02 旅客サービス料オークランド空港発着/NZ \$14.31、クライストチャーチ空港発着/NZ \$12.78

*上記の日本円換算目安額は、2012年3月30日現在、三菱東京UFJ銀行先渡レート等を参考としています。1米ドル=85円、1カナダドル=91円、1英ポンド=143円、1ユーロ=114円、1オーストラリアドル=95円、1ニュージーランドドル=76円、1韓国ウォン=0.08円

*上記の空港諸税が変更又は新設された場合には差額等を精算させていただきます。

■日本国内線予約について

- 日本の空港税・出国税それに類する諸税・諸費用は旅行代金には含まれておりません。旅行代金と合わせて日本円でお支払いください。
- 航空運賃使用料(国際線) 大人2,000円、小人1,000円、国際線(大人1,700円、小人800円)。
- 航空運賃使用料(国内線) 大人2,040円、小人1,020円。
- 成田空港施設使用料(国際線) 大人500円、小人500円。
- 成田空港施設使用料(国内線) 大人500円、小人500円。
- 関西空港施設使用料(国際線) 大人2,650円、小人1,330円。
- 関西空港施設使用料(国内線) 大人2,500円、小人1,250円、国際線(大人300円、小人150円)。
- 福岡空港施設使用料(国際線) 大人945円、小人472円。
- 新千歳空港施設使用料(国際線) 大人1,000円、小人500円。

■日本国内線予約について

- 本プログラムでは、国際線発着空港まで国内線を利用していた場合があります。その際、国内線の予約が取れない場合がありますので、予め空席をご確認の上、お申込みください。国内線予約が完了した時点以降、国内線内線区間も本プログラムと併せて1つの募集型企画旅行として取扱います。必ずしも最速な時間帯の便またはご希望の便をご用意できない場合があります。また国際線が成田空港発着で国内線が羽田空港発着の場合、成田-羽田空港間の交通機関は、お客様自身の手配および負担となります。成田-羽田空港間のリムジンサービス代は片道3,000円(2012年4月現在)です。国際線が関西空港発着で国内線が伊丹空港発着の場合も同様です。関西-伊丹空港間のリムジンサービス代は片道1,900円(2012年4月現在)です。
- 関西国際空港または中部国際空港が成田空港へのご利用に際しては、国内線便の便・国際線便の便により、適用される「空港施設使用料」が異なります。詳しくはお問い合わせください。